

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 3 年 3 月
(令和 7 年 9 月一部変更)

南 房 総 市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の背景と趣旨

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 国内外の動向	2
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画の範囲	7
第5節 計画目標年次	7

第2章 地域の概況

第1節 南房総市の概要	8
-------------------	---

第3章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理の流れ	15
第2節 ごみ処理主体	19
第3節 ごみ排出量の実績	20
第4節 ごみ処理の状況	24
第5節 ごみ処理の評価	34
第6節 課題の抽出	36
第7節 ごみ処理行政の動向	38

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針	42
第2節 ごみの発生量及び処理量の見込み	45
第3節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	61
第4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び区別の区分	68
第5節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	70
第6節 ごみの処理施設の整備に関する事項	74
第7節 その他ごみの処理に関し必要な事項	76

第1章 一般廃棄物処理基本計画の背景と趣旨

第1節 計画策定の趣旨

南房総市（以下「本市」といいます。）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）」に基づき、平成24（2012）年3月に「南房総市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の3者が一体となり、3R「リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用」の推進に向けた様々な取組を行ってきましたが、人口1人当たりのごみ排出量は国及び千葉県と比較して依然として高く、ごみを処理し、資源物として利用した量を示す再生利用率もやや低い状況にあります。

ごみの処理では、本市の内房地区の中間処理を行っている鋸南地区環境衛生組合（以下「鋸南衛生組合」といいます。）大谷クリーンセンターは、昭和58（1983）年4月の稼働開始後から42年が経過しており、老朽化が進んでいます。また、外房地区の白浜清掃センターは、平成14（2002）年12月に焼却を休止し、千倉清掃センターも、平成20（2008）年1月に焼却を休止し、民間委託による処理を行っています。

ごみ問題に関し、国は環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法や資源の有効な利用の促進に関する法律等、循環型社会の実現に向けた様々な法律の整備を進めており、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28（2016）年1月21日環境省告示第7号）」では、平成28（2016）年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めています。

さらに、循環型社会形成推進基本法に基づき策定される第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30（2018）年6月19日閣議決定）では、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などが掲げられ、その実現に向けて概ね令和7（2025）年度までに国が講ずべき施策各種の取組や目標等が定められています。

千葉県では、「第三次千葉県環境基本計画（平成31（2019）年3月）」を策定したほか、「第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3（2021）年3月）」を策定し、食品ロスの削減や廃プラスチックへの対応等の新たな課題に対し、実効性のある施策を

展開していくことにより、千葉県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

本市では、「第二次南房総市総合計画（平成 30（2018）年 9 月）」において、第一次総合計画で定められた将来像の「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」を引き継ぎ、安全で快適な南房総を実現するため、「分別収集の細分化」や「3R 活動の推進」及び「ごみ処理施設の整備推進」等を目指しているところです。

また、「第2次南房総市環境基本計画（令和3（2021）年3月策定）」では、本市の目指すべき環境像を、「一人ひとりが考え、地域で守り、地域で創る環境のまち 南房総」とし、これからの南房総市を住み続けたいまち・選ばれるまちにするため、また未来の子どもたちが安心して笑顔で暮らすことができるまちにするための環境づくりを進めていくこととしています。

さらに、令和元（2019）年の台風第15号（房総半島台風）や台風第19号（東日本台風）等に伴う暴風雨により、本市内の広い範囲で被害が発生し、倒木等による長期の停電や断水などのライフラインの停止や、家屋の損壊等による大量の災害廃棄物が発生した経験を踏まえ、大規模災害発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため「南房総市災害廃棄物処理計画」を策定しました（令和3（2021）年3月策定）。

ごみ処理広域化事業においては、これまで長年に渡り安房地域内での事業展開を検討してきましたが、現在では、更なる広域化として第2期君津地域広域廃棄物処理事業により事業連携することとなったことから、事業の方向性が大きく転換しました。

このような様々な背景から、本市の一般廃棄物処理に関し、必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」といいます。）」を改定し、循環型社会の実現を目指すものです。

第2節 国内外の動向

1 国外の動向

地球規模での環境問題が深刻化する中、国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」（平成 27（2015）年 9 月）が採択され、その中に「持続可能な

開発目標（SDGs）」が記載されました。

SDGsは、令和12（2030）年度までに達成すべき国際社会全体の目標として、17のゴールと具体的な169のターゲットが設定され、目標の達成に向けて国や地方自治体、企業等において様々な取組が進められています。



主に廃棄物分野と関わりが深い項目として以下の項目がありますが、各ゴールはそれぞれのターゲットを通じて相互に関係しており、全体を俯瞰する視点を持って達成を目指すことが求められています。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 4 質の高い教育をみんなに | 12 つくる責任つかう責任 |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 11 住み続けられるまちづくりを | 15 陸の豊かさを守ろう |

出典：千葉県「第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3年3月）」p.6の図2-1-1を抜粋

図1-1-1 持続可能な開発目標（SDGs）のロゴ及びアイコン

2 国内の動向

国内では、前述した第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、令和元（2019）年5月31日に消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の1庁8省が「プラスチック資源循環戦略」を策定し、バイオプラスチックの利用促進やプラスチック製容器包装以外の使用済プラスチック等のプラスチック資源の徹底かつ効果的・効率的な回収・再生利用等を総合的に推進することとなりました。

また、近年の食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景として、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」

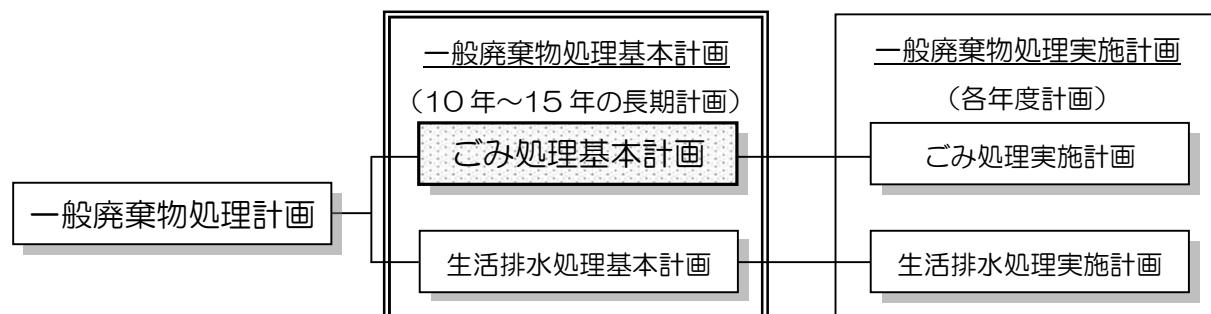
が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められています。

千葉県では、「ごみ処理広域化計画（平成 11（1999）年3月）」を策定し、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化を進めていましたが、近年の廃棄物を取り巻く状況が大きく変化したことを受け、国は平成 31（2019）年3月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（環循適発第 1903293 号）」を発出しました。今後は、社会情勢や地域の状況を踏まえつつ、地域循環共生圏の考えを含め、廃棄物量に合わせた効率的な処理に向け、廃棄物の広域処理や施設の集約化を図る必要があります。

第3節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、市町村が区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として「一般廃棄物」に係る長期的視点に立った基本的な方向を明確にするものです。廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村は「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46（1971）年厚生省令第 35 号）」第 1 条の 3 の規定により、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）からなり、それぞれ、ごみ処理及び生活排水に関する計画から構成されています。

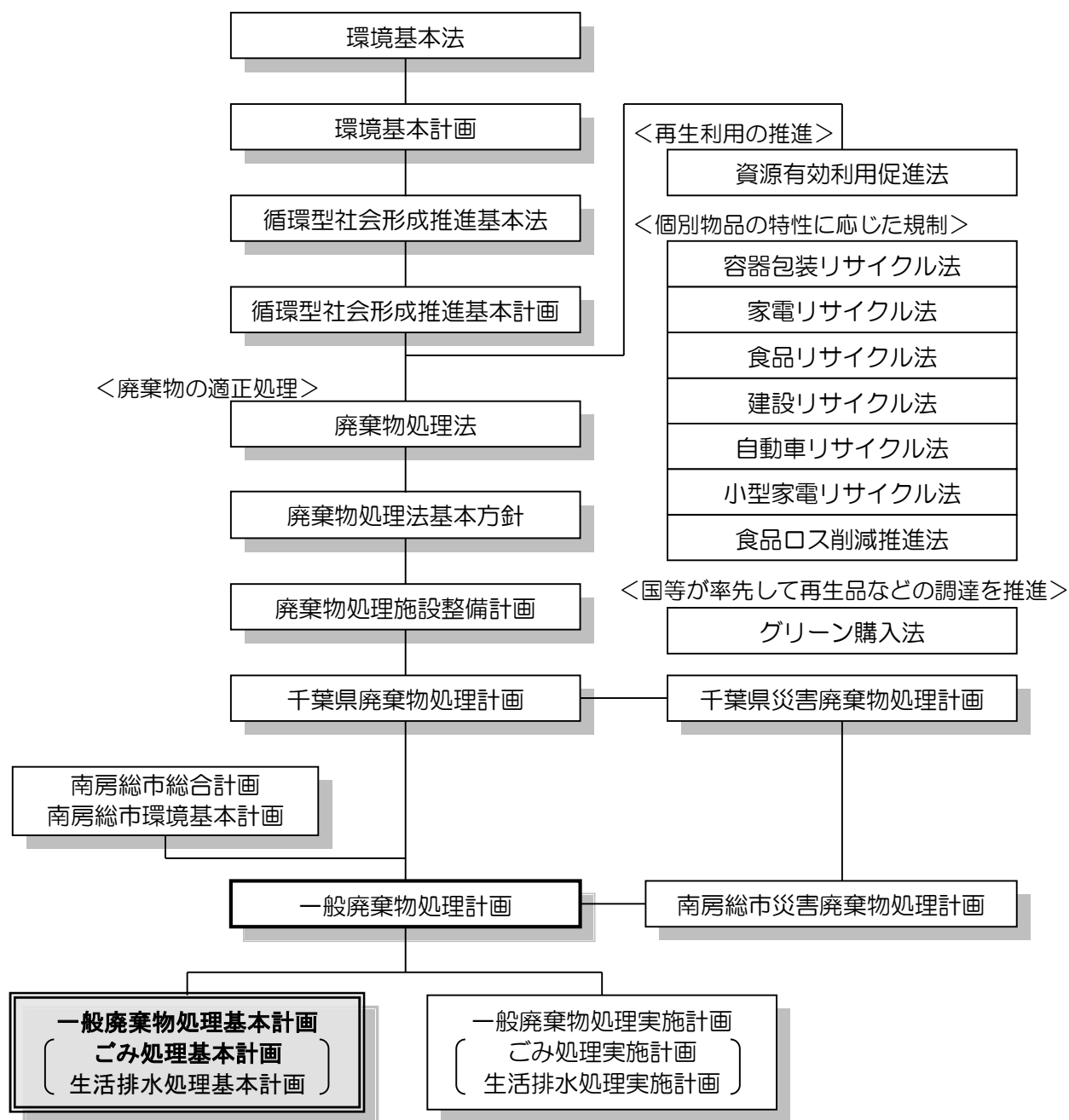


出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年9月）」p.2 の図 1 を加工して作成

図 1-3-1 一般廃棄物処理計画の構成

本計画は、上位計画である「南房総市総合計画」及び「南房総市環境基本計画」等で掲げている一般廃棄物処理行政の分野における計画事項について、基本方針や具体的な施策を示すものであり、本市の廃棄物処理に関する最上位計画と位置付けられます。

本計画の位置付けについて体系的に示したものを図 1-3-2 に、関係する法令等の概要を表 1-3-1 に示します。



出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」p.9 の図 3 を加工して作成

図 1-3-2 計画の位置付け

表 1-3-1 一般廃棄物処理計画に関する法令の概要

法律名等	整備時期	法 整 備 の 目 的
環境基本法	平成 5 年 11 月制定 平成 30 年 6 月改正	環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月制定 平成 24 年 6 月改正	環境基本法の基本理念に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にし、循環型社会の形成に関する施策を定めることにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和 45 年 12 月制定 平成 29 年 6 月改正	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成 3 年 4 月制定 平成 26 年 6 月改正	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的とする。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成 7 年 6 月制定 平成 23 年 8 月改正	市町村が容器包装を分別収集し、事業者がリサイクルを行う新しい容器包装リサイクルシステムの導入を目的とする。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成 10 年 6 月制定 平成 29 年 6 月改正	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成 12 年 6 月制定 令和元年 12 月改正	食品廃棄物等の再生利用や発生の抑制及び減量に関して、食品関連事業者による食品廃棄物等の再生利用を促進するための措置を講じることにより、食品に関する資源の有効利用及び廃棄物の排出抑制を図り、事業者の発展、生活環境の保全及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成 12 年 5 月制定 平成 26 年 6 月改正	特定の建設資材について、解体及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体業者について登録制度を実施すること等により、廃棄物の減量化をとおして、資源の有効な利用及び廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成 14 年 7 月制定 平成 29 年 6 月改正	使用済自動車に係る廃棄物の減量や再生資源及び再生部品の充分な利用を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	平成 24 年 8 月制定	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
食品ロス削減推進法 (食品ロスの削減の推進に関する法律)	令和元年 5 月制定	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成 12 年 5 月制定 平成 27 年 9 月改正	国、独立行政法人等による環境物品等の調達及び情報の提供等、環境物品への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

1 計画対象区域

2 計画の範囲

第5節 計畫目標年次

なお、一般廃棄物処理基本計画は、概ね５年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合や施設整備事業の進捗状況など、必要に応じて、計画期間内であっても見直しを行うものとします。

[illegible]

第2章 地域の概況

第1節 南房総市の概要

1 地理的特性

(1) 位置・地勢

本市は、千葉県の南端に位置し、東及び南は太平洋に面し、西は館山市及び東京湾、北は鋸南町と鴨川市に接しています。

市域の北側には県下最高峰の愛宕山をはじめ、富山、伊予ヶ岳などの緑濃い山々が連なり、他の三方は東京湾と雄大な太平洋に面した、自然の恵み豊かな地域であり、海岸線は、南房総国立公園に指定されています。

本市は、平成18（2006）年3月20日に安房郡富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町の6町1村が、その区域をもって合併し、誕生しました。

気候は、房総半島の南部に位置していることから、暖流の影響によって冬は暖かく夏は涼しい海洋性の温暖な気候となっています。



図 2-1-1 本市の位置

(2) 気象

本市の令和元（2019）年における気象状況を表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。令和元（2019）年は、9月9日に台風第15号が、10月12日に第19号が相次いで上陸し、10月25日には記録的な大雨に見舞われました。

表 2-1-1 気象状況

年・月	気温（℃）			降水量合計 （mm）
	平均気温	最高気温	最低気温	
平成27年 （2015年）	16.6	35.2	-2.8	2,202.5
平成28年 （2016年）	16.8	35.0	-4.4	1,822.5
平成29年 （2017年）	16.2	34.9	-4.1	2,016.5
平成30年 （2018年）	17.2	34.8	-4.4	1,904.5
令和元年 （2019年）	16.9	33.4	-2.4	2,528.0
1月	7.0	17.7	-2.4	24.5
2月	8.1	20.8	-2.4	93.0
3月	11.3	23.3	-0.1	112.0
4月	13.6	24.1	1.0	187.0
5月	19.1	29.7	7.8	147.0
6月	21.6	30.4	13.7	289.0
7月	24.2	32.2	17.2	269.5
8月	28.0	33.4	21.2	66.5
9月	25.1	32.7	16.7	363.5
10月	20.3	30.2	11.1	634.5
11月	14.1	23.8	0.3	228.0
12月	10.4	22.2	1.3	113.5

出典：気象庁「地域気象観測所（アメダス） 館山観測所（館山市 長須賀）」より

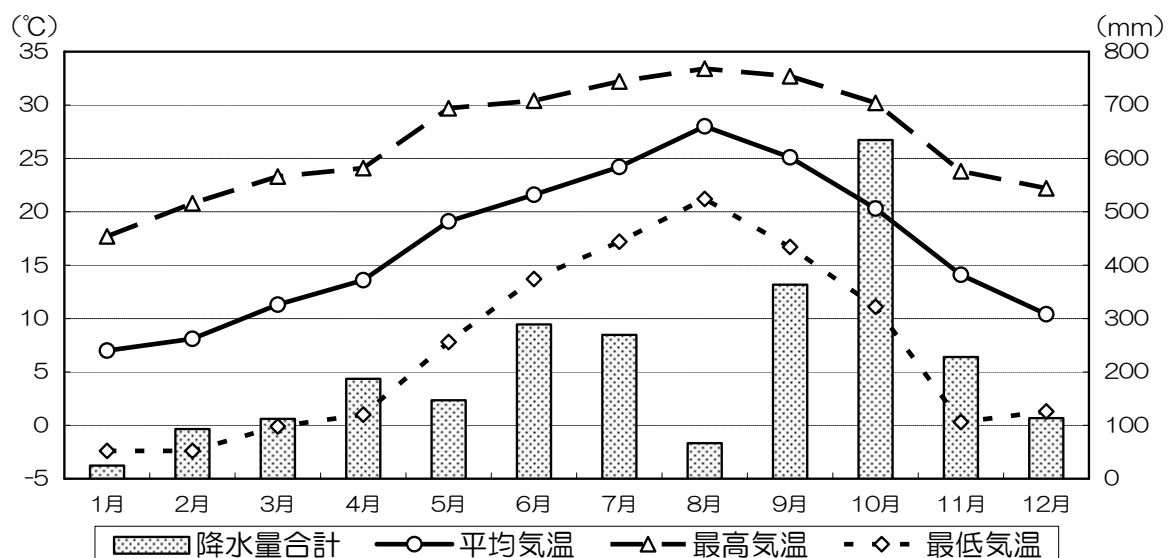


図 2-1-2 平均気温及び降水量（令和元（2019）年）

2 人口の動態

(1) 人口及び世帯数の推移

過去 10 年間の人口及び世帯数の推移を表 2-1-2 及び図 2-1-3 に示します。

本市の人口は減少傾向にあります。世帯数は増加傾向にあることから、1 世帯当たりの人口は年々減少しています。

表 2-1-2 人口及び世帯数の推移

年度		年度末人口 (n.3.31) (人)	世帯数 (世帯)	世帯当たり人口 (人/世帯)
和暦	西暦			
平成22年度	2010	43,687	17,166	2.54
平成23年度	2011	43,103	17,171	2.51
平成24年度	2012	42,425	17,370	2.44
平成25年度	2013	41,809	17,338	2.41
平成26年度	2014	41,161	17,301	2.38
平成27年度	2015	40,490	17,324	2.34
平成28年度	2016	39,884	17,342	2.30
平成29年度	2017	39,219	17,305	2.27
平成30年度	2018	38,507	17,242	2.23
平成31年度/ 令和元年度※	2019	37,866	17,224	2.20

注) 各年度とも住民基本台帳の人口です。

※2019 年 5 月 1 日より「平成」から「令和」に改元されています。

出典：南房総市資料（各年 10 月 1 日現在）

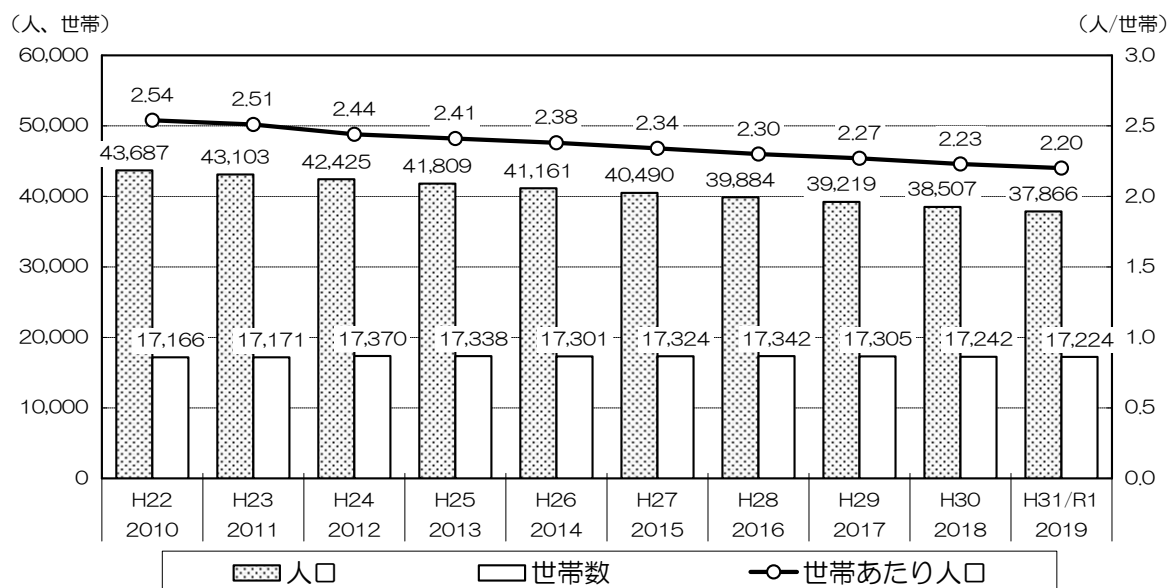


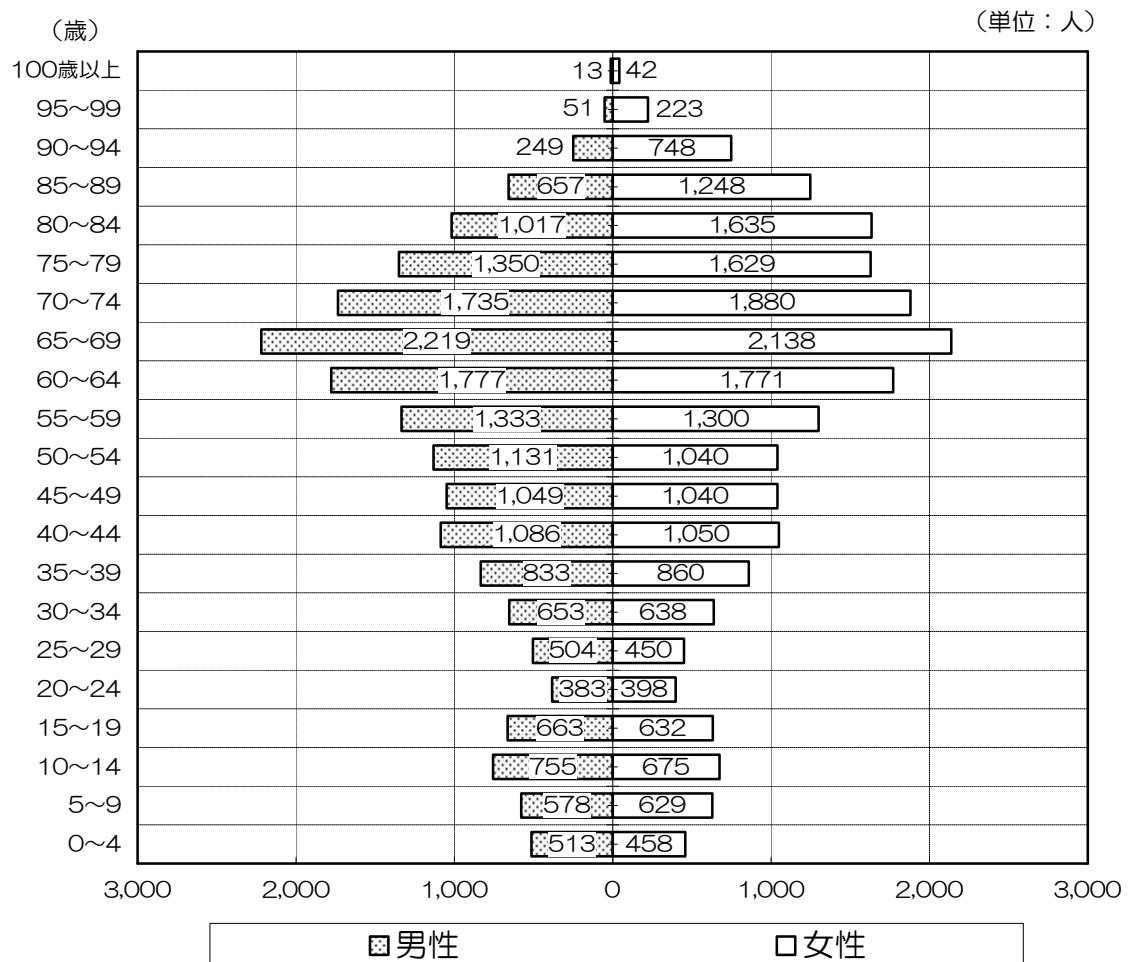
図 2-1-3 人口及び世帯数の推移

(2) 年齢別人口

平成 27(2015)年の国勢調査における年齢別人口を図 2-1-4 及び表 2-1-3 に示します。

平成 27(2015)年では、男性、女性共に 65～69 歳が最も多くなっており、次いで男性は 60～64 歳が、女性は 70～74 歳が多くなっています。

3 区分別では、全国に比べて 65 歳以上の人口の割合が多くなっています。



出典：南房総市「令和元年度南房総市統計書（令和 2 年 3 月）」より抜粋

図 2-1-4 年齢別人口（平成 27（2015）年 10 月 1 日現在）

表 2-1-3 年齢（3 区分）別人口

(単位：人)

項 目	南房総市		全 国	
総 数	39,033	(100.0%)	127,094,745	(100.0%)
15歳未満	3,608	(9.2%)	15,945,218	(12.5%)
15～64歳	18,591	(47.6%)	77,281,558	(60.8%)
65歳以上	16,834	(43.1%)	33,867,969	(26.6%)

注) 年齢不詳人口を案分したものです。

(3) 人口動態

平成 26（2014）年から平成 30（2018）年における人口動態を表 2-1-4 に示します。

本市では、自然動態及び社会動態ともに減少傾向で推移しています。

表 2-1-4 人口動態

(単位：人)

年次	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成26年 (2014年)	208	741	△ 533	1,026	1,122	△ 96	△ 629
平成27年 (2015年)	159	733	△ 574	993	1,122	△ 129	△ 703
平成28年 (2016年)	157	740	△ 583	1,063	1,085	△ 22	△ 605
平成29年 (2017年)	131	691	△ 560	984	1,165	△ 181	△ 741
平成30年 (2018年)	119	765	△ 646	1,077	1,077	0	△ 646

注) 各年 4 月 1 日現在の数値を示しています。

出典：南房総市「令和元年度南房総市統計書（令和 2 年 3 月）」より抜粋

3 産業の動向

(1) 産業構造

産業別就業人口の推移を表 2-1-5 及び図 2-1-5 に示します。

就業人口の総数は年々減少していますが、内訳では第 3 次産業人口の減少率が最も低くなっていることから、第 3 次産業人口の占める割合が大きくなっており、平成 27（2015）年度では全体の約 64.3%となっています。

表 2-1-5 産業別就業人口の実績

(単位：人)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
	1990	1995	2000	2005	2010	2015
総 数	27,454	26,882	25,080	23,348	20,486	18,957
第 1 次産業	8,645	7,669	6,509	5,838	4,332	3,882
第 2 次産業	5,445	5,237	4,780	4,076	3,459	2,883
第 3 次産業	13,364	13,976	13,791	13,434	12,695	12,192

注) 各年 10 月 1 日現在の数値です。分類不能の産業就業者は含みません。

出典：南房総市「令和元年度南房総市統計書（令和２年３月）」より抜粋

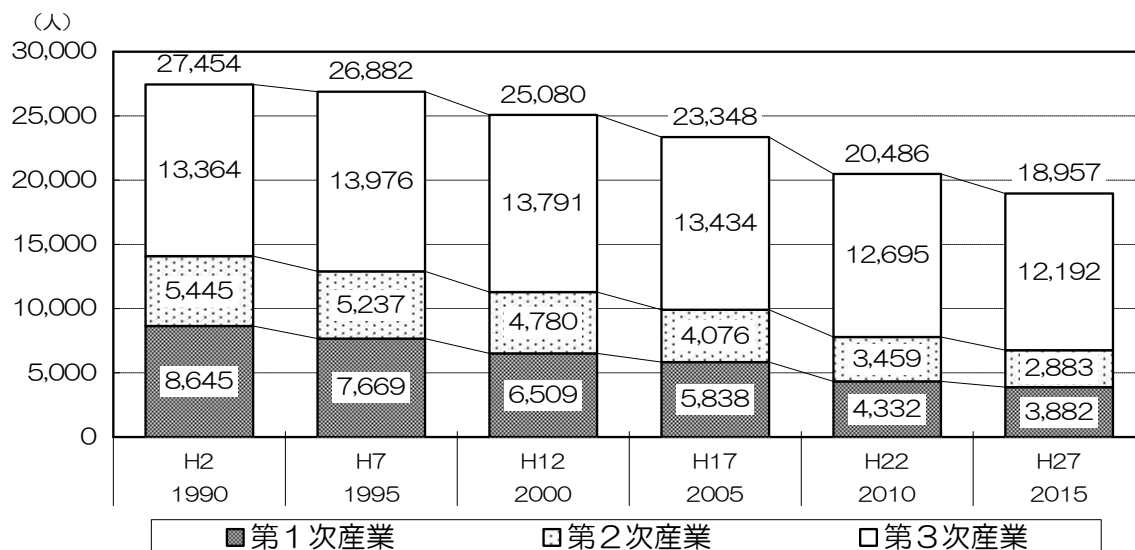


図 2-1-5 産業別就業人口の推移

(2) 民営事業所数及び従業者数

産業大分類別の民営事業所数と従業者数を表 2-1-6 に示します。

民営事業所数及び従業者数ともに卸売業、小売業が最も多く、事業所数の約 25.2%、従業者数の約 19.8%を占めています。

表 2-1-6 産業別民営事業所数と従業者数

産業分類	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類（大分類）	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第1次産業	37	1.8%	469	4.2%	農業	28	1.3%	330	2.9%
					林業	2	0.1%	29	0.3%
					漁業	7	0.3%	110	1.0%
第2次産業	422	20.2%	2,556	22.6%	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
					建設業	277	13.2%	1,209	10.7%
					製造業	145	6.9%	1,347	11.9%
第3次産業	1,635	78.1%	8,289	73.3%	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0.0%
					情報通信業	5	0.2%	22	0.2%
					運輸業、郵便業	27	1.3%	160	1.4%
					卸売業、小売業	528	25.2%	2,235	19.8%
					金融業、保険業	17	0.8%	91	0.8%
					不動産業、物品賃貸業	76	3.6%	225	2.0%
					学術研究、専門・技術サービス業	42	2.0%	85	0.8%
					宿泊業、飲食サービス業	353	16.9%	1,926	17.0%
					生活関連サービス業、娯楽業	199	9.5%	511	4.5%
					教育、学習支援業	43	2.1%	118	1.0%
					医療、福祉	163	7.8%	2,101	18.6%
					複合サービス事業	28	1.3%	219	1.9%
					サービス業（他に分類されないもの）	154	7.4%	596	5.3%
総 計	2,094	100.0%	11,314	100.0%	総 計	2,094	100.0%	11,314	100.0%

注) 数値は平成 28 (2016) 年 6 月 1 日現在のものです。

出典：南房総市「令和元年度南房総市統計書（令和２年３月）」より抜粋

4 土地利用状況

平成 30（2018）年 1 月 1 日現在の土地利用状況を表 2-1-7 及び図 2-1-6 に示します。

本市は、その他を除くと山林が最も多く、約 31.4%を占めています。次いで、田の約 13.0%、畑の約 8.7%と続いています。

なお、「その他」とは、地目が墓地、水道用地、保安林、公園等です。

表 2-1-7 土地利用状況

項 目	面 積 (1000m ²)	構成比 (%)
田	29,844	12.97
畑	20,084	8.73
宅地	11,469	4.98
池沼	81	0.04
山林	72,132	31.35
牧場	2,448	1.06
原野	8,556	3.72
雑種地	3,921	1.70
その他	81,585	35.45
総 計	230,120	100.00

注）平成 30（2018）年 1 月 1 日現在の数値です。

出典：南房総市「令和元年度南房総市統計書（令和 2 年 3 月）」より抜粋

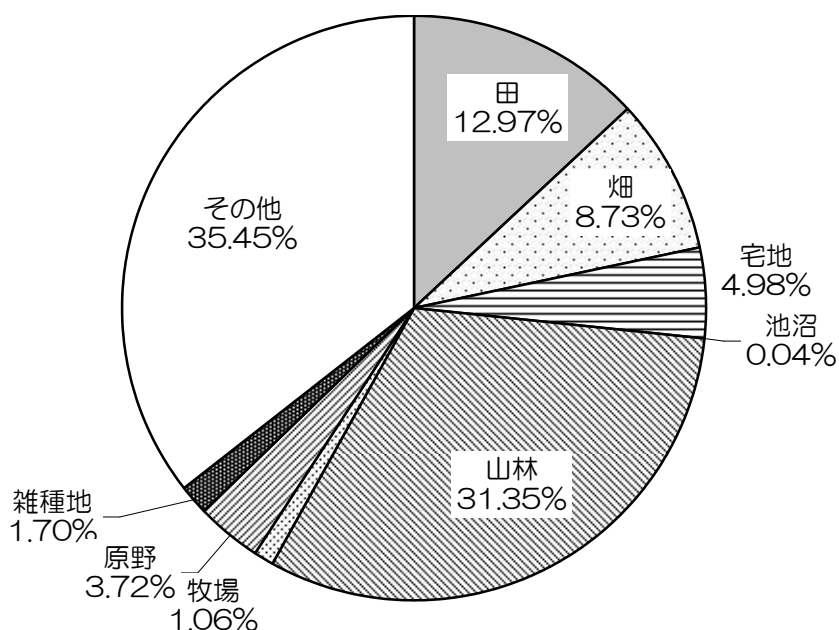


図 2-1-6 土地利用状況（平成 30（2018）年 1 月 1 日現在）